

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成 28 年 5 月 13 日
兵庫南農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して、必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という）に基づき、当組合の金融円滑化に係る措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化に係る基本方針」を、理事会にて以下のとおり制定しております。

金融円滑化に係る基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2 お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、平成 25 年 4 月にホームページにおいて公表しております。

http://www.ja-hyogominami.com/jabank/info_jabank/top.html

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、定期的に金融円滑化管理にかかる分析・評価を行い、改善策の協議を行うこととしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、本店審査管理部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化に係る対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店長・ローンプラザセンター長を「金融円滑化管理担当者」とし、従前から配置しております融資担当者とともに各支店・ローンプラザにおける金融円滑化に係る対応状況を審査管理部へ報告することとしております。
- (4) 本支店等における金融円滑化対応にかかる苦情については、総合リスク管理室で受け付けし、必要に応じて金融円滑化責任者および金融円滑化管理担当者と連携して対応を行なうものとしております。
- (5) 各支店では、金融円滑化に係る取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客様からの、金融円滑化に係るご相談の窓口を審査管理部に設置しているほか、各支店・ローンプラザにおいても承っております。
- (2) お客様からの、当組合の金融円滑化に係る措置に対する苦情については、総合リスク管理室に受付窓口を設置しております。また、各支店・ローンプラザで苦情を受けた場合には、当組合所定の手続に従って、速やかに総合リスク管理室に連絡をし、総合リスク管理室と各支店・ローンプラザが連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。
- (3) 相談窓口及び苦情受付窓口については、別紙「金融円滑化へのご相談窓口のご案内」をホームページに掲載しております。

http://www.ja-hyogominami.com/jabank/info_jabank/top.html

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化責任部署（本店審査管理部）を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客様の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言等を行う等、お客様への支援について真摯に取り組めます。
- (2) 特に、農業者のお客様に関しては、当組合営農部門のマーケットプランナーとも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。
- (3) 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、毎月1度の融資担当者会および自主参加型勉強会の開催など、必要な研修・指導を行っております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況
別表1のとおり。

第6 法第5条に基づく措置の実施状況
別表2のとおり。

法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

別表2

(単位：件)

	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末	平成27年6月末	平成27年9月末	平成27年12月末	平成28年3月末
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	25	25	26	26	28	28	31	31
うち、実行に係る貸付債権の額	15	15	16	16	18	18	19	21
うち、謝絶に係る貸付債権の額	6	6	6	6	6	6	6	6
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	2	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	4	4	4	4	4	4	4	4

	平成28年6月末	平成28年9月末	平成28年12月末	平成29年3月末	平成29年6月末	平成29年9月末	平成29年12月末	平成30年3月末
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額								
うち、実行に係る貸付債権の額								
うち、謝絶に係る貸付債権の額								
うち、審査中の貸付債権の額								
うち、取下げに係る貸付債権の額								

(注) 法第4条及び第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。